



【coffee break】 2011.10.21

信託目録の電子化、全ての登記所で完了！

平成 23 年 10 月 17 日より、全ての登記所で信託目録が電子化

不動産信託受益権によるお取引の場合、不動産登記法上は、甲区・乙区とは別の「信託目録」に権利内容が公示されます。

先般、こちらのメルマガでご紹介させて頂きました通り（2010年12月14日付「信託目録の電子化」）、全国50の法務局の内、26局が先行して平成23年1月17日付で、信託目録が電子化されておりました。この度、残りの24局につきましても平成23年10月17日付で信託目録が電子化され、よって、全国50局で信託目録の電子化が完了しました。

信託目録の電子化によるメリットとは？

電子化前は、管轄法務局でしか信託目録付登記事項証明書が取得できませんでした。例えば、東京のお客様が仙台市の投資案件について、受益者を確認したい場合、仙台北法務局に出頭するか、又は、郵送で登記事項証明書の交付申請をする必要がありました。

信託目録の電子化により、今後はお客様の最寄りの法務局（例えば、九段下）にて全国各地のファンド案件の登記事項証明書を信託目録も含めて取得が可能となります。これは大変便利です。

なお、法務局に出頭せずに会社又はご自宅のPCから登記簿を閲覧できる「登記情報提供サービス」で信託目録を閲覧することや、受益権売買による受益者変更登記をオンラインで申請することについては、平成23年度中を目途に対応可能になる予定です（ ）。

登記研究 763 平成 23・9 質疑応答

以上です。

信託登記がより一層、便利になりました。最近は様々なケースで信託スキームを用いた試みがございます。「民事信託」しかり、「後見制度支援信託」しかり。

弊事務所も先日初めて「民事信託」を用いた不動産投資案件のご依頼を頂きました。種々論点がありますが、新しい試みに胸が躍りました。

また、「後見制度支援信託」については、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートより理事長声明も公表されております。

<http://www.legal-support.or.jp/notice/detail/id/487/>

制度改正の充実だけでなく、我々プロフェッショナルのリーガルサービスの充実も併せることで、経済活性化の一助を担えればと思います。

今後とも宜しくお願い申し上げます。